

堺市監査委員公表第16号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月8日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	淵	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果に基づく措置通知

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和3年8月2日～令和3年12月22日	
措置を講じた部局等	市民人権局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>4(2)</p> <p>委託料について</p> <p>委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 委託業務における提出書類</p> <p>男女共同参画センターエレベーター設備保守点検業務について、仕様書では、受注者は契約締結後速やかに、点検に必要な資格等証明書や作業計画、安全対策等を含んだ受注業務計画書を提出し、本市の承諾を得ることとされている。</p> <p>しかし、受注業務計画書の提出を受けておらず、点検に必要な情報等がないまま、本業務が履行されていた。</p> <p>また、過年度の契約においても、受注業務計画書の提出を受けておらず、少なくとも平成27年度以降は、上記と同様の状況になっていた。</p>	<p>御指摘を受け、速やかに所属長から所属職員全員に指導し、また受注者に対しても業務計画書の提出について指示・指導を行い、令和3年11月16日に提出を受けました。</p> <p>また、再発防止に向け、令和3年11月26日に、必要書類の提出を漏れなく受け、業務の履行確認を徹底して行うよう、再度、所属長から所属職員全員に指導しました。</p> <p>職員全員が施設を管理する者としての責任を再確認し、今後、業務計画書をはじめとする契約時の必要関係書類について、職員全員で確認を行う場を設定します。</p>	<p>男女共同参画推進部</p> <p>男女共同参画センター</p>
<p>4(4)</p> <p>補助金について</p>		

<p>補助金に係る事務について、以下のとおり意見を付す。</p> <p>[補助金の対象経費について（意見）]</p> <p>堺市地域貢献事業所防犯カメラ設置事業補助金交付要綱では、防犯カメラ、録画装置、モニターの購入等に係る費用を補助対象経費としており、消費税額を含めた対象経費の2分の1（上限10万円）を市内事業者等に対して補助することとしている。</p> <p>消費税の制度上、課税仕入れに係る消費税額は、課税売上げに係る消費税額から控除（以下「仕入税額控除」という。）されるものである。補助事業者が補助対象となる課税仕入れを行い、確定申告において仕入税額控除した場合には、補助金収入は課税売上げではないため、課税仕入れに係る消費税額を実質的に負担しておらず、当該消費税額を補助対象経費とすることは適切ではない。</p> <p>以上のような場合を想定して、同要綱において、消費税の取扱いを整理されたい。</p> <p>4 (5)</p> <p>現金等の管理について</p> <p>現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公金外現金の取扱い</p>	<p>御意見を踏まえ、同要綱について、令和3年11月8日付で、消費税及び地方消費税は補助対象経費に含めないとする要綱改正を行いました。</p>	<p>市民生活部 市民協働課</p>
---	---	------------------------

<p>堺市献血推進協議会事業金の事務で扱っている公金外現金について、取扱いの規定では、收支整理者及び出納取扱者は、当該団体への負担金や補助金等の支出手続等を担当する者と同じの者としないとされているにもかかわらず、收支整理者が同団体への補助金の支出手続を行っていた。</p>	<p>御指摘を受け、令和3年10月19日に所属長から公金外現金の取扱いについて所属職員に指導し、あわせて関係職員による課内会議で規定の確認を行いました。</p> <p>また、再発防止に向け、公金外現金ごとの收支整理者、出納取扱者を取りまとめた一覧表を作成し、令和3年10月25日に執務室へ掲出しました。</p>	<p>市民生活部 市民協働課</p>
<p>イ 領収証の取扱い</p> <p>日赤社資の事務で扱っている公金外現金について、取扱いの規定では、公金外現金取扱管理者は領収証用紙に一連番号を付すこととされているにもかかわらず、領収証用紙に一連番号を付していなかった。</p>	<p>御指摘を受け、令和3年10月19日に領収証用紙の全てに一連番号を付しました。</p> <p>また同日、再発防止に向け、所属長から所属職員に領収証の取扱いについて指導し、あわせて関係職員による課内会議で規定の確認を行いました。</p>	<p>市民生活部 市民協働課</p>
<p>ウ 金銭出納帳の記載</p> <p>堺市人権教育推進協議会の事務事業費（企業部会会費会計）の事務で扱っている公金外現金の金銭出納帳に、令和3年8月3日から9月21日の間に受入れ及び払出しがあったにもかかわらず、その記載が行われていなかった。</p>	<p>御指摘を受け、直ちに通帳及び関係帳票を突合し、金銭出納帳に追記しました。</p> <p>また、再発防止に向け、令和3年11月1日をはじめ、適宜、所属長から所属職員に対して公金外現金の適切な取扱事務の徹底について指導しました。</p> <p>今後、事務処理の漏れや誤りが起こらないよう、朝礼時に所属長からの声掛けを実施するなど、公金外現金の適切</p>	<p>人権部 人権推進課</p>

	な事務処理に向け、繰り返し 所属職員への確認を行います。	
--	---------------------------------	--